

平成29年5月12日

## 久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成29年5月12日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米市商工会館大ホールに召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	青柳 一男 委員		23番	古賀 義近 委員	
2番	飯田三津雄 委員		24番	藤原 昇一 委員	
3番	笠 幸夫 委員		25番	横溝 哲夫 委員	
4番	城戸 新 委員		26番	石井 孝雄 委員	
5番	古賀 誠一 委員		27番	高山 憲行 委員	
6番	田中 祥晃 委員		28番	柳 壽祥 委員	
7番	吉富 巧 委員		29番	土師 哲夫 委員	
8番	安徳 高輔 委員		30番	田中 弥生 委員	
9番	深川 嘉徳 委員		31番	日比生和雄 委員	
10番	諸藤 澄夫 委員		32番	権藤 年明 委員	
11番	山口 好秀 委員		33番	野村 邦昭 委員	
12番	一木 英司 委員		34番	久佐木利光 委員	
13番	森崎 巨樹 委員		35番	猪口 峯子 委員	
14番	緒方 義範 委員		36番	菰田 盛行 委員	欠席
15番	池田 三喜 委員		37番	松延 洋一 委員	
16番	田中 正満 委員		38番	納戸 勝浩 委員	
17番	豊福 茂敏 委員		39番	佐藤 豊 委員	
18番	野村 泰徳 委員		40番	市川 範子 委員	
19番	原 一夫 委員		41番	合戸 利弘 委員	
20番	青木美千子 委員		42番	末松 活幸 委員	
21番	吉岡 正博 委員		43番	中島 邦博 委員	
22番	北川 玲子 委員		44番	廣重 孝 委員	

事務局の出席者は9名である。

議 長 皆さん、おはようございます。  
それでは、早速、5月の農業委員会総会を開催いたします。  
第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 皆様、おはようございます。  
議案の1ページをお開きいただきますようお願いいたします。  
第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」  
農地の所有権移転の許可申請書が提出されたので付議いたします。  
所有権移転、第1選挙区、1番、1件です。  
第2選挙区、2番から、2ページ、5番まで4件です。  
2ページをお願いいたします。  
第3選挙区、6番から、3ページ、8番まで3件です。  
3ページをお願いいたします。  
第5選挙区、9番、1件です。  
4ページをお願いいたします。  
第7選挙区、10番、1件です。  
以上、1番から10番までの全ての申請案件につきましては、農地法第3条第2項  
各号の審査基準について、地域審査会において審査表を配付し、説明を行って  
おりましたけれども、不許可相当に該当しない案件であり、審査基準に適合して  
いることを報告いたします。  
以上、説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある  
方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。  
続きまして、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と  
いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案5ページをお願いいたします。  
第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」  
農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。  
第5選挙区、1番、1件です。  
1番、申請地、北野町中、畑、2筆、計91.31m<sup>2</sup>、申請理由、申請地に農業用倉  
庫の敷地及び進入路として利用するものとなっております。  
以上、説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと  
思います。  
審議番号1番は、第5選挙区の案件でございますので、日比生副会長から報告を受  
けたいと思います。

日比生副会長 第5選挙区でございます。  
審議番号1番につきまして説明いたします。  
地図ナンバーも1番でございます。  
申請地は、北野総合支所本館から北東へ約300m。西鉄北野駅から東へ500mのと  
ころでございます。転用の目的は、農業用倉庫の敷地及び進入路として利用するもの  
でございますが、申請地は既に施工済みでありまして、始末書つきの申請となっ  
ております。農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地  
でありますので、第3種農地と判断いたしております。  
雨水排水につきましては、自然流下により処理されます。  
汚水生活雑排水につきましては、発生をいたしません。  
被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにて、土砂の流出を防ぐ計  
画でございます。  
排水承諾につきましては、地元自治会長より承諾を得てございます。

以上、1件につきまして、地域審査会、現地確認を全員でいたしまして、転用には支障がないものと判断をいたしたところでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

**議 長** 以上で、地元副会長からの報告は終わりました。  
それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

**議 長** 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第2号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。  
続きまして、第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

**事 務 局** 議案6ページをお願いいたします。

第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」

農地転用の許可申請書が提出されたので、付議いたします。

第1選挙区、1番、1件です。

1番、申請地、本山2丁目、畑、499m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

第2選挙区、2番から4番、3件です。

2番、申請地、大善寺町藤吉、田及び畑、2筆、計671m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、貸し露天駐車場として利用するものです。

3番、申請地、荒木町白口、田、386m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

4番、申請地、荒木町荒木、田、201m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて、露天

資材置場として利用するものです。

7ページをお願いいたします。

第3選挙区、5番から9番、5件です。

5番、申請地、山本町豊田、田、390m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

6番、申請地、大橋町合楽、田、2,298m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて、露天資材置場として利用するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

なお、こちらの案件につきましては、総会終了後、農業会議への意見聴取が必要な案件となっております。

7番、申請地、善導寺町飯田、田、2筆、計3,383.59m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

なお、こちらの案件につきましては、総会終了後、農業会議への意見聴取が必要な案件となっております。

8番、申請地、善導寺町木塚、畑、159m<sup>2</sup>、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

9番、申請地、善導寺町与田、畑、457m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、露天資材置場として利用するものです。

8ページをお願いいたします。

第4選挙区、10番、11番、2件です。

10番、申請地、田主丸町菅原、畑、156m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

11番、申請地、田主丸町益生田、田、2筆、計499m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

第5選挙区、12番、13番、2件です。

12番、申請地、北野町稲数、田、2,619m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、宅地分譲9区画を行うものです。

13番、申請地、北野町中川、畑、558m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

9ページをお願いいたします。

第7選挙区、14番、15番、2件です。

14番、申請地、三潞町玉満、田、403m<sup>2</sup>のうち、300m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて、現場事務所及び露天駐車場として利用するものです。農用地ではございますが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

15番、申請地、三潞町福光、田、703m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、集合住宅1棟8戸を建築するものです。

以上、説明を終わらせていただきます。

**議長** 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと思います。

審議番号1番は、第1選挙区の案件でございますので、古賀副会長から報告を受けたいと思います。

あとは順次、選挙区ごとに報告をお願いいたします。

**古賀副会長** それでは、審議番号1番について説明いたします。

地図ナンバーは2番です。

申請地は、上津市民センターから南西へ約360m。上津保育園から西へ約500mのところに位置します。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。農地区分については、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域にあって、おおむね500m以内に松浦整形外科医院及び上津保育園がある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する、ためますを經由し、北側の道路側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水につきましては、市の下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロック及びL型擁壁を新設し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、地元水利組合長より承諾を得てあります。

以上、1件の申請につきまして、地域審査会において現地調査を実施し、審査いたしました結果、転用については支障がないものと判断しております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

**諸藤副会長** 続きまして、第2選挙区より、審議番号2番について説明いたします。

地図ナンバーは3番です。

申請地は、大善寺小学校より西へ約250mのところに位置しています。転用目的は、申請地を取得され、申請人が経営する事業所への貸し露天駐車場として利用されます。農地区分については、市街化が見込まれる区域として、市街地に近接する区域にあり、おおむね10ha未満規模の農地の区域内にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水につきましては、新設ためますを經由し、南側道路側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、のり面保護による計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ておられます。

続きまして、審議番号3番について説明いたします。

地図ナンバーは4番です。

申請地は、津福小学校より南へ約400mのところに位置しています。転用目的は、申請地を取得され、自己用住宅を建築されます。農地区分については、市街化が見込まれる区域として、市街地に近接する区域であり、おおむね10ha未満規模の農地の区域内にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水につきましては、新設ためますを經由し、西側道路側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水は、西側道路に埋設された市下水道へ接続されます。

被害防除につきましては、新設のコンクリートブロックによる計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ておられます。

続きまして、審議番号4番について説明いたします。

地図ナンバー、5番です。

申請地は、荒木小学校より南へ約450mのところに位置しています。転用目的は、申請地を借り受けられ、露天資材置場として利用されます。農地区分については、おおむね500m以内に荒木小学校及び荒木保育園がある農地であり、南側に接する道路に水道管と市下水道管が埋設されているため、第3種農地と判断しております。

雨水につきましては、新設ためますを經由し、南側の道路側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水は発生いたしません。



被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックなどによる計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ておられます。

第2選挙区の案件についての概要は以上となります。

また、これらの案件について、現地調査及び地域審議会を実施し、内容について確認いたしましたので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

**野村副会長** 説明いたします。

審議番号5番、地図ナンバーは6番です。

申請地は、市立山本小学校から北西へ約1km、市立屏水中学校から南西へ約1.9kmのところの位置します。転用目的は、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分については、農用地区域内農地外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、第2種農地に該当するものと判断しております。

雨水排水については、新設ためますを経由後、既存の東側水路へ放流されます。

汚水生活雑排水については、市下水道へ接続されます。

水利関係承諾書については、地元自治会長より承諾を得てあります。

次、行きます。審議番号6番、地図ナンバーは7番です。

申請地は、市立大橋小学校から南へ約700m、JR筑後草野駅から北へ約1.2kmのところの位置します。転用目的は、申請地を借り受け、露天資材置場として利用するものです。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地ですが、転用目的が農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外に該当するものと判断しております。

雨水排水については、新設ためますを経由後、南側水路へ放流されます。

汚水生活雑排水については発生いたしません。

被害防除については、新設コンクリートブロックを設置し、のり面保護を行い、防除する計画となっております。

水利関係承諾書については、地元自治会長より承諾を得てあります。

意見書については、耳納山麓土地改良区より承諾を得てあります。

次、行きます。

審議番号7番、地図ナンバーは8番です。

申請地は、市立善導寺小学校から東へ約1km、市立屏水中学校から北東へ約1kmのところでは、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。農地区分については、JR善導寺駅よりおおむね500mの区域内にある農地であり、第2種農地と判断しています。

雨水排水については、申請地内で地下へ浸透させる計画となっており、汚水生活雑排水については発生いたしません。

被害防除については、新設コンクリートブロックを設置及び土どめ工事を行い、防除をする計画です。

水利関係承諾書については、善導寺土地改良区より承諾を得てあります。

意見書については、耳納山麓土地改良区より承諾を得てあります。

次、行きます。

審議番号8番、地図ナンバーは9番です。

申請地は、市立善導寺小学校から西へ約1km、市立屏水中学校から北西へ約1.3kmのところでは、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地ですが、転用目的が農業の振興に資する施設であり、不許可の例外に該当するものと判断しております。

雨水排水については、新設ためますにより東側道路側溝へ放流をされます。

汚水生活雑排水については、市下水道へ接続されます。

水利関係承諾書については、地元自治会長より承諾を得てあります。

次、行きます。

地域番号9番、地図ナンバーは10番です。

申請地は、市立善導寺小学校から東へ約200m、市立屏水中学校から北へ約900mのところでは、申請地を取得し、露天資材置場として利用するものです。農地区分については、市街化が見込まれる区域として、市街地に近接する区域内にあり、おおむね10ha未満規模の農地の区域内にある第2種農地と判断しております。

雨水排水については、自然流下の後、東側水路へ放流されます。

汚水生活雑排水については発生いたしません。

被害防除については、既存コンクリートブロックを利用し、防除する計画となっております。

水利関係承諾書については、地元自治会長より承諾を得てあります。

これらの案件について、現地調査及び地域審査会を実施し、内容について確認いた

しました。  
審議よろしく願いいたします。  
以上です。

**柳副会長**

第4選挙区から報告いたします。  
審議番号10番について説明いたします。  
地図ナンバーは11番です。  
申請地は、市立柴刈小学校から南西へ約2km、市立大橋小学校から北へ約1.6kmのところ  
に位置します。転用目的は、申請地を所得し、自己用住宅を建築するもので  
す。農地区分につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種  
農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、  
第2種農地に該当するものと判断しております。  
雨水排水につきましては、自然流下の後、既存の北側道路側溝へ放流されます。  
汚水生活雑排水につきましては、市下水道に接続されます。  
水利関係承諾書につきましては、地元自治会長より承諾を得ております。  
続いて、審議番号11番について説明いたします。  
地図ナンバーは12番です。  
申請地は、JR田主丸駅から南へ約800mのところ  
に位置します。転用目的は、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分  
については、JR田主丸駅からの距離が500mを超えますが、申請地はJR田主丸駅から半径  
800mの園内の宅地化率が40%以上であるため、第2種農地と判断しております。  
雨水排水につきましては、新設ためますを経由し、南側水路へ放流されます。  
汚水生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由し、南側水路へ放流されます。  
水利関係承諾書につきましては、地元自治会長より承諾を得ております。  
意見書につきましては、耳納山ろく土地改良区より承諾を得ております。  
第4選挙区では、これらの案件について、現地調査及び地域審議会を実施し、内容  
について確認いたしましたので、御審議のほどよろしく願いいたします。  
以上です。

**日比生副会長**

続きまして、第5選挙区でございます。  
審議番号12番、地図13番でございます。  
申請地は、西鉄大城駅から西へ250m、大城ますかげセンターから北へ約400mのと

ころでございます。転用の目的は、宅地分譲9区画を行うものです。農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地でありますので、第3種農地と判断いたしております。

雨水排水につきましては、申請地内に新設する道路側溝を経由して、東側道路側溝へ放流されます。

汚水生活雑排水につきましては、合併浄化槽2槽を新設する計画でございます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して、土砂の流出を防ぐ計画です。

排水承諾につきましては、床島堰土地改良区及び地元自治会長より承諾を得てございます。

続きまして、審議番号13番にまいります。

地図14番でございます。

申請地は、西鉄大城駅から北へ約1.5km、金島小学校から北西へ13kmのところでございます。転用の目的は、自己用住宅を建築するものです。農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が農業の振興に資する施設であるため、不許可の例外規定に該当するものと判断をいたしております。

雨水排水につきましては、溜め枡を経由し、西側水路へ放流されます。

汚水生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、西側水路へ放流されます。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックを利用して、土砂の流出を防ぐ計画です。

排水承諾につきましては、床島堰土地改良区及び地元自治会長より承諾を受けてございます。

以上、2件の申請につきまして、地域審査会におきまして、現地調査を実施し、内容について確認を行い、転用に支障がないものと判断をいたしたところでございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

**廣重副会長** それでは、続きまして、第7選挙区のほうから、審議番号14番、地図ナンバー15番について説明をいたします。

申請地は、三瀨総合体育館より北東へ約500mのところに位置します。転用目的は、

福岡県南広域水道企業団発注の送水管工事に伴い、申請地を一時的に借り受けて、現場事務所及び露天駐車場として利用するものです。農地区分につきましては、農用地となっておりますが、一時的な利用に供するものであり、不許可の例外規定に該当するものと判断をしております。

雨水につきましては、自然流下より東側道路側溝へ放流されます。

汚水については、くみ取り式簡易トイレを設置されます。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより被害防除計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ております。

続きまして、審議番号15番、地図ナンバー16番について説明をいたします。

申請地は、犬塚小学校より南西へ約400mのところに位置します。転用目的は、申請地を取得され、1棟8戸の集合住宅を建築されます。農地区分につきましては、おおむね500m以内に西鉄犬塚駅がございますので、第2種農地に該当するものと判断をしております。

雨水につきましては、新設ためますを經由し、東側水路へ放流されます。

汚水生活雑排水は、合併浄化槽を設置し、東側水路へ放流されます。

被害防除につきましては、新設の新設コンクリートブロックにより、被害防止計画となっております。

水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ております。

第7選挙区の案件についての概要は以上となります。

また、これらの案件について、現地調査及び地域審査会を実施し、内容について確認をいたしましたので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 以上で、地元副会長からの報告が終わりました。  
それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 ないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。  
第3号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。  
続きまして、第4号議案「農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案10ページをお開きください。  
第4号議案「農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」  
農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので、付議いたします。  
第3選挙区、1番、2番、2件です。  
1番、申請人、大橋町蛭川、\*\*\*\*。経営面積3万3,617m<sup>2</sup>、農用地利用計画に従い利用すると認められます。  
2番、申請人、善導寺町飯田、\*\*\*\*。経営面積3万7,472.9m<sup>2</sup>。農用地利用計画に従い利用すると認められます。  
以上、説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第4号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。  
続きまして、第5号「議案農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案 1 1 ページをお願いいたします。

第 5 号議案「農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について」

あっせん申出書の提出があったので、付議いたします。

第 2 選挙区、1 番、1 件です。

1 番、申出人、安武町安武本、\*\*\*\*。所有者からの申し出です。対象地、安武町安武本、田、4 筆、計 6,834m<sup>2</sup>。あっせん委員は、諸藤澄夫委員、深川嘉穂委員です。

第 3 選挙区、2 番、1 件です。

2 番、申出人、善導寺町飯田、\*\*\*\*。所有者からの申し出です。対象地、善導寺町与田、田、4 筆、5,216m<sup>2</sup>、善導寺町飯田、田及び畑、2 筆、3,329m<sup>2</sup>、善導寺町島、畑、972m<sup>2</sup>、合計いたしますと、7 筆、計 9,517m<sup>2</sup>となります。あっせん委員は、田中正満委員、原一夫委員です。

1 2 ページをお願いいたします。

第 4 選挙区、3 番、1 件です。

3 番、申出人、田主丸町中尾、\*\*\*\*。名簿登録者からの申し出です。対象地、田主丸町中尾、田、3,084m<sup>2</sup>。あっせん委員は、古賀義近委員、田中弥生委員です。

第 5 選挙区、4 番、5 番、2 件です。

4 番、申出人、北野町鳥巢、\*\*\*\*。名簿登録者からの申し出です。対象地、北野町鳥巢、田、2 筆で、1,124m<sup>2</sup>。あっせん委員は、権藤年明委員、菰田盛行委員です。

5 番、申出人、北野町中、\*\*\*\*。所有者からの申し出です。対象地、北野町守部、田、2 筆、計 6,651m<sup>2</sup>。あっせん委員は、日比生和雄委員、久佐木利光委員です。

以上、説明を終わらせていただきます。

**議長** 以上で事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案が可決されました。  
続きまして、第6号議案「久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題と  
いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案13ページをお願いいたします。

「第6号議案久留米市農用地利用集積計画の決定について」

農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の  
決定を求められたので、付議いたします。

第2選挙区、1番、2番、2件です。

1番、所在、荒木町荒木、田、2,881m<sup>2</sup>。推進機構からの買い入れとなります。

2番、所在、荒木町今、田、5筆、計3,927m<sup>2</sup>。推進機構への売り渡しとなりま  
す。

第3選挙区、3番から、14ページ、5番まで3件でございます。

3番、所在、山本町豊田、田、1,815m<sup>2</sup>。推進機構からの買い入れとなっていま  
す。

14ページをお開きください。

4番、所在、善導寺町飯田、田、1,264m<sup>2</sup>。推進機構への売り渡しとなります。

5番、所在、大橋町蜷川、田、2筆、計1,573m<sup>2</sup>。推進機構への売り渡しとなり  
ます。

第5選挙区、6番、1件です。

6番、所在、北野町高良、田、685m<sup>2</sup>。推進機構への売り渡しとなります。

以上、1番から6番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業  
経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上、説明を終わらせていただきます。



議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。よって、久留米市長宛てへ通知いたします。  
続きまして、第7号議案「久留米市地域農業振興計画の変更について」でございますが、次の第8号議案「久留米市農業振興地域整備計画の変更について」と関連した案件でございますので、一括して議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案15ページをお開きください。  
第7号議案「久留米市地域農業振興計画の変更について」  
久留米市長より、久留米市地域農業振興計画の変更について意見を求められたので、付議いたします。  
1、今回変更される地域農業振興計画の内容について。  
①久留米市（旧久留米）地域農業振興計画。  
②久留米市城島町地域農業振興計画。  
③久留米市三潞町地域農業振興計画となります。  
申し訳ありませんが、一旦議案16ページをお開きいただいでよろしいでしょうか。  
続きまして、第8号議案「久留米市農業振興地域整備計画の変更について」  
久留米市長より、久留米市農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたので、付議いたします。  
今回、変更される農業振興地域整備計画の内容について。  
第7・8号議案別紙のとおりとなっております。

今回、変更される内容につきましての詳細は、こちらの第7・8号議案別紙のとおりで説明をさせていただきたいと思っておりますので、申しわけございません。一旦、こちらの第7・8号議案別紙のほう、こちらの1ページをお開きいただいて、よろしいでしょうか。

今回、変更される計画が7件ございます。これらの詳細をこれから説明させていただきます。

まず、整備計画の1番でございます。分家住宅の建設となっております。申請地は、荒木町白口の田1,543m<sup>2</sup>のうち、500m<sup>2</sup>を変更するものでございます。3ページのほうに位置図のほうをつけさせていただいているところでございます。

続きまして、整備計画2番でございます。資材置場の設置を行うものでございます。申請地は、安武町安武本、田、5筆で、2,606m<sup>2</sup>となっております。4ページに位置図をつけさせていただいております。

整備計画の3番でございます。資材置場の設置を行うものでございます。申請地は、荒木町白口、田、4筆、合計で1,933m<sup>2</sup>となります。5ページに位置図をつけさせていただいております。

整備計画の4番でございます。植林を行うものでございます。申請地は、山本町豊田、畑、3筆、994m<sup>2</sup>となっております。6ページに位置図をつけさせていただいております。

整備計画、5番でございます。整骨院兼分家住宅を建設されるものでございます。申請地は、城島町上青木、田、2筆、合計704m<sup>2</sup>となっております。7ページに位置図をつけさせていただいております。

整備計画6番でございます。分家住宅の建設を行うものとなっております。申請地は、城島町下田、田、181m<sup>2</sup>となっております。8ページに位置図をつけさせていただいております。

整備計画7番でございます。介護サービス事業の建設を行うものでございます。申請地は、三瀨町西牟田、田、2筆、2,229m<sup>2</sup>となっております。9ページのほうに位置図をつけさせていただいております。

申しわけありません。いま一度、議案の15ページのほうをお開きいただけますか。先ほど詳細説明をさせていただきました変更計画に対する意見の案でございます。当該計画に定められている施設等に供される土地については、当該計画において、農業農村の振興を図る観点から、農業的土地利用と非農業的土地利用との計画的な利用調整が図れることに鑑み、農用地区域に含まないということが妥当であると考

えられます。

16ページをお開きください。

久留米市農業振興地域整備計画の変更に対する農業委員会の意見（案）でございます。

2、意見、（案）。

本計画の変更（案）については、農業委員会としては、周辺の農業生産に特段の支障はないと思われま。

以上、第7号議案並びに第8号議案の説明を終わります。

**議 長** 以上で事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑ございませんか。

「なしの声」

**議 長** 質疑がないようですので、これにて質疑を打ち切り、ただいまから採決いたします。  
なお、採決に当たりましては、第7号議案、第8号議案に分けて採決いたします。  
「第7号議案久留米市地域農業振興計画の変更について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決されました。よって、久留米市長あて通知いたします。  
続きまして、「第8号議案久留米市農業振興地域整備計画の変更について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、第8号議案は可決されました。よって、久留米市長あて通知いたします。  
続きまして、第9号議案「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・

評価」及び「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案17ページをお願いいたします。

第9号議案「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定について農業委員会等に関する法律第37条の規定による「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価（案）」及び「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」を作成したので付議いたします。

第9号議案別紙をご覧ください。

（「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価（案）」の内容読み上げ、及び説明。「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の内容読み上げ、及び説明。）

**議長** 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑ございませんか。

「なしの声」

**議長** 質疑がないようですので、これにて質疑を打ち切り、ただいまから採決いたします。第9号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

**議長** ありがとうございます。全員挙手により、第9号議案は可決されました。よって、九州農政局及び県へ報告いたします。続きまして、報告事項に入ります。報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について」報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について」報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告第4号「農地移動適正化あっせん事業について」

報告第5号「職員の任免について」

までを一括して議題といたします。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

質疑ございませんか。

「なしの声」

**議 長** 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。

したがいまして、報告第1号から報告第5号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。異議ございませんか。

「なしの声」

**議 長** 異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、41番 合戸利弘委員、13番 森崎巨樹委員をお願いいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。